

# 『兼見卿記』自元龜元年至四年記紙背文書

金子 拓  
遠藤珠紀

## 解題 兼見卿記とその紙背文書

### 1 史料纂集の兼見卿記

『史料纂集 兼見卿記』は、一九七一年に第一冊が、一九七六年に第二冊が刊行されたあと長いあいだ中断していたが（一九八八年に各冊重版）、このほど橋本政宣氏を校訂者代表として刊行を再開するにあたり、筆者たち（金子・遠藤）もその末席に加わることになった。『兼見卿記』は織豊期の公家・吉田神社神主吉田兼和（天正十四年に兼見と改名。本稿では便宜兼見の呼称で統一する。一五三五年生・一六一〇年没）の日記であり、この時期の政治的動向を知るうえでの重要史料と評価されている。

刊本第一冊は元亀元年（一五七〇）から天正九年（一五八一）まで、第二冊は天正十年（別本・正本）から同十二年までを収める。第一冊・第二冊とも校訂は齋木一馬・染谷光廣両氏が担当された。版元は続群書類從完成会。第三冊以降は八木書店からの刊行となる。ひ

とまず史料編纂所架蔵謄写本を底本とする部分（天正十三年から同二十年まで）については、橋本政宣氏・渡辺江美子氏・堀新氏、金子・遠藤が校訂にあたる予定である。

刊行再開の準備にともない、史料編纂所編年第十室・同第十一室の関係資料を調べていたところ、編年第十室から「兼見紙背」と記された茶封筒が見いだされた。封筒のなかには、①史料編纂所半紙罫縦横無柱四百字詰め原稿用紙（朱色罫）十九枚ずつを縦折にして右側一穴で紙縫綴じにした束二綴、②おなじく二十三枚を縦折にして右側二穴で紙縫綴じにした束一綴、③東京帝國大学史料編纂所洋半紙罫紙（二十行・朱色罫）十九枚の束一綴が入っていた。

このうち①は、「兼見卿記紙背文書」の表題のもと、筆で文書が書き写されており、③は、二綴ある①のうちの前半一綴分を鉛筆で記したものである（稿末に一葉ずつ写真を掲げた）。

①を詳しく見ると、『兼見卿記』の元亀元年から同四年までの分の日記（以下自元亀元年至四年記と呼ぶ）一冊の紙背文書を筆写したものであることがわかつた。十九枚ずつ二綴に分けられているものの、

日記自体は一冊の体裁であるのでこれは便宜的な措置と思われ、それぞれ三十五点と三十四点、計六十九点の文書が収められている。

③は前半三十五点の文書を草体で筆記しているが、①と比較した結果、こちらが原本を直接見て写した初稿であり、①は③を筆で書き直したものと推測される。①が書かれたとき、あらためて原本が参照されたかどうかはわからない。おそらく参照されぬまま①が写されたのではあるまいか。

後半分の鉛筆原稿は残念ながら一緒にされていなかつた。③の右上隅にアラビア数字で1と書かれてるので、2に該当する後半分の鉛筆原稿があつたことは予想される。本稿は、前半は③を底本に①と対校し、後半は①を底本にして、これら文書全点を翻刻紹介するものである<sup>1</sup>。全点の目録は表一として掲げる。

2 兼見卿記の書誌

『兼見卿記』の原本・写本の現状については、金子拓『記憶の歴史学 史料に見る戦国』(講談社選書メチエ、二〇一一年)の第四章にてまとめたが、そこに掲出した表を修正のうえ表一として転載し、ここでも簡単に再説しておきたい。

時間軸に沿って写本作成の経緯を述べれば、まず一八八五年(明治十八)に太政官修史館(史料編纂所の前身)が吉田家所蔵の天正三年から同二十年までの分十八冊の謄写本(見取り写しの写本)を作成した。尊経閣文庫・宮内庁書陵部・静嘉堂文庫にこの転写本が蔵されている。また、一八八九年(明治二十二)には、京都豊国神社が所

蔵している慶長十五年(一六一〇)分一冊が謄写された。

ついで一九二八年(昭和十三)に今回問題となる元亀年間の分一冊の影写本(透き写しの写本)が作成された。所蔵者はおなじ吉田家だが、明治に写された天正年間分とは別にされていたのだろうか。これら吉田家所蔵の謄写本・影写本の原本は戦災で焼失したとされている(史料纂集本凡例)<sup>2</sup>。

戦後の一九五二年(昭和二十七)には、やはり吉田家所蔵の別記(天正五年・八年記)一冊の影写本が作成された。こちらは戦災をまぬがれたということなのだろう。なおこの別記原本は、その時点で吉田家所蔵だった文書・記録類(の一部)と一緒に一九五七年頃國學院大学が購入し、現在同大学図書館が所蔵している。史料編纂所では二〇一〇年に調査し、デジタルカメラによる撮影をおこなった。史料編纂所謄写本の空白部分にあたる文禄二年(一五九三)から慶長十四年までの分は長く存在が知られていなかつた。ところが近年天理大学附属天理図書館がこの原本(慶長三から六、同九から十二年分を欠く)十二冊を収蔵し、同館司書岸本眞実氏により館報『ビルニア』に全体の翻刻紹介がなされた<sup>3</sup>。これによつてこの時期の政治・社会の研究が大きく前進することが期待されている。

なお、『記憶の歴史学』刊行後、兼見が没した年にあたる慶長十五年の分の原本が現在も豊国神社に所蔵されていることを知つた。京都文化博物館図録『豊太閤没後四百年記念 秀吉と京都—豊国神社社宝展』(一九九八年)にそのカラー写真が収められている<sup>4</sup>。

天理図書館吉田文庫中には、『兼見記』『兼見記抜書』『兼見記日次抜書』『天正八年二月記』など、江戸時代に子孫によって書写作成さ

表一 兼見卿記自元亀元年至四年記紙背文書目録

表	文書名	年月日	差出	宛所	備考
1	元亀1/6/1-7/4 某書状案	なし	なし	なし	
2	元亀1/7/5-8/4 某書状	なし ×(読みはず)	吉右衛門(兼見)		
3	元亀1/8/7-24 某書状案	なし	なし		
4	元亀1/8/25-30 山岡景隆書状	(天正7年)10月16日	山美作守景隆	不明	中央綴目
5	元亀1/9/1-17 山岡景隆書状	(天正7年)10月13日	山作景隆	不明	中央綴目・折紙
6	元亀1/9/19-24 佐竹信世書状	(天正7年)8月20日	佐々信世	吉右様(兼見)	
7	元亀1/10/1-11/11 丹波国吉田社領注文	(天正5年9月ごろ)	なし(曾我隱岐守方)	なし	
8	元亀1/11/13-16 佐竹信世書状	なし	佐々	吉侍様(兼治)	
9	元亀1/11/17-23 佐竹信世書状	(天正7年)8月20日	信世	吉侍様(兼治)	
10	元亀1/11/24-27 佐竹信世書状	8月14日	佐々信世	吉侍様(兼治)	
11	元亀1/12/1-4 某書状	なし	なし	なし	
12	元亀1/12/5 山岡景隆書状	(天正7年)11月17日	景隆	吉右様(兼見)	
13	元亀1/12/9-18 日野輝資書状	則刻	輝資	吉田殿(兼見)	
14	元亀1/12/19-22 貞久書状	12月9日	左馬允貞久	鈴鹿小十郎殿	中央綴目・折紙
15	元亀1/12/23-27 某書状	なし	なし	端綴目・折紙	
16	元亀1/12/28-30 明智秀慶書状	□2月4日	明出秀慶	なし	
17	元亀2/1/1-10 某書状	なし	なし(佐竹信世方)	なし	
18	元亀2/1/11-19 某書状案	なし	なし	なし	
19	元亀2/1/21-29 某書状案	なし	なし	なし	
20	元亀2/2/1-19 某書状案	なし	なし	なし	
21	元亀2/2/20-11/28 某書状案	(天正7年11月18日)	なし	なし	
22	元亀2/12/16 明智秀慶書状	12月26日	明出秀慶	吉右(兼見)	中央綴目・折紙
23	元亀2/12/18-29 某書状案	なし	なし	なし	端綴目
24	元亀3/1/1-13 明智秀慶書状	霜月6日	明出秀慶	吉右衛門(兼見)	折紙
25	元亀3/1/14-21 小野盛治書状	(天正7年方)11月12日	小野右京進盛治	与次殿	折紙
26	元亀3/1/22-25 某書状案	なし	なし		
27	元亀3/1/26-閏1/1 清目某書状	なし	清目口	なし	
28	元亀3/1/27-17 某書状案	なし	なし	なし	折紙・案文
29	元亀3/1/18-29 明智秀慶書状	(天正7年方)8月23日	明出秀慶	吉右(兼見)	中央綴目・折紙
30	元亀3/2/1-9 某書状案	(天正7年6月方)	なし	なし	中央綴目・折紙・案文
31	元亀3/2/10-19 某書状案	(天正7年方)	自是(山岡景隆方)	なし	
32	元亀3/2/20-3/4 某書状	なし	なし	なし	
33	元亀3/3/5-21 満田家久書状	10月1日	満田九郎左衛門尉家久	不明	綴目
34	元亀3/3/22-4/3 某書状	なし	なし	なし	
35	元亀3/4/9-23 佐竹信世書状	(天正7年)9月7日	佐々信世	吉右様(兼見)	中央綴目
36	元亀3/4/25-5/4 某書状	8日	なし	なし	
37	元亀3/5/5-14 四辻公遠書状	10月4日	公遠	なし	
38	元亀3/5/16-28 磯谷成孝書状	(天正8年方)11月10日	磯谷成孝	吉右様(兼見)	中央綴目
39	元亀3/6/1-7/7 月齋宗句書状	(天正9年10月方)□月2日	月齋宗句	なし	中央綴目
40	元亀3/7/11-8/11 秀勝書状	10月12日	秀勝	吉右様(兼見)	
41	元亀3/7/13-8/24 某書状	(天正9年10月方)	なし	なし	
42	元亀3/8/25-9/12 四辻公遠書状	□月25日	公遠	なし	
43	元亀3/9/13-22 牧庵等喜書状	5月2日	牧庵等喜	不明	
44	元亀3/9/24-10/8 某書状	(天正8年ごろ方)	なし	なし	
45	元亀3/10/9-10/18 明智秀慶書状	(天正9年正月方)□月8日	明智出羽守秀慶	□田左衛門(兼見)	
46	元亀3/10/19-11/7 某書状	なし	なし	なし	
47	元亀3/11/14-16 飯河妙佐書状	(天正9年方)10月11日	両齋妙佐	なし	中央綴目・上部切断
48	元亀3/11/17-29 吉田兼見書状・某勘返状方	なし	上	御方	端綴目
49	元亀3/11/30-12/11 四辻公遠書状	□□8日	公遠	吉田殿(兼見)	中央綴目・上部切断
50	元亀3/12/12-24 十七歳男子天正九年八卦勘文	なし	なし	なし	綴目
51	元亀3/12/25-26 四十六歳男子天正九年八卦勘文	なし	なし	なし	綴目
52	元亀4/1/1-9 牧庵等喜書状	卯月13日	牧庵等喜	なし	
53	元亀4/1/10 曲直瀬道三書状	9月18日	翠竹庵道三	□田殿(兼見)	上部切断
54	元亀4/1/11-15 某書状	なし	なし	なし	
55	元亀4/1/16-2/1 月齋宗句書状	(天正9年方)10月7日	月齋宗句	不明	中央綴目
56	元亀4/2/6-22 某書状	なし	なし	なし	
57	元亀4/2/23-3/6 北小路俊孝書状	□月晦日	北形俊孝	□右兵様(兼見)	中央綴目
58	元亀4/3/8-21 四辻公遠書状	□月1日	公遠	なし	
59	元亀4/3/22-29 四辻公遠書状	(天正9年8月)□□29日	公遠	なし	
60	元亀4/3/30-4/1 某書状	なし	なし	なし	
61	元亀4/4/2-4 明智秀慶書状	□月22日	明出秀慶	不明	中央綴目
62	元亀4/4/5-7 飯河妙佐書状	(天正9年)9月21日	妙佐	右公(兼見)	中央綴目
63	元亀4/4/8-14 明智秀慶書状	(天正9年9月)□月16日	明出秀慶	なし	□□出羽守殿(明智秀慶)
64	元亀4/4/16-28 惟任光秀書状	(天正9年8月方)□□22日	日向守光秀	なし	中央綴目
65	元亀4/5/1-28 某書状	なし	なし	なし	
66	元亀4/6/29-7/8 舟付	なし	なし	なし	
67	元亀4/7/9-16 某書状	なし	なし	なし	
68	元亀4/7/17-24 常親書状	9月吉日	常親	不明	綴目
69	元亀4/7/24 某書状	なし	なし	なし	中央綴目・上部切断

表二 『兼見卿記』書誌

年	西暦	月	種類	所蔵	作成年	丁数	備考	紙背
元亀元年	1570	6~12						
元亀2年	1571	正~3、11~12	影写本	東京大学史料編纂所 (原本吉田良兼蔵)	昭和13	70		あり
元亀3年	1572	正~12						
元亀4年	1573	正~7						
天正3年	1575	正~9、11~12						
天正4年	1576	正~12	謄写本	東京大学史料編纂所 (原本吉田良義蔵)	明治18	97		不明
天正5年	1577	正~2、閏7~12						
天正6年	1578	正~10						
天正7年	1579	正~12			(明治18)	80	紙背ありか	不明
天正8年	1580	正~4、6~12	〃	〃	(明治18)	65		不明
天正9年	1581	正~9	〃	〃	(明治18)	67		不明
天正10年	1582	正~6	〃	〃	(明治18)	82		不明
天正10年	1582	正~12	〃	〃	(明治18)	66		不明
天正11年	1583	正~12	〃	〃	(明治18)	47		不明
天正12年	1584	正~6	〃	〃	(明治18)	84		不明
天正12年	1584	7~12	〃	〃	(明治18)	43		不明
天正13年	1585	正~8	〃	〃	(明治18)	61		不明
天正13年	1585	8~12	〃	〃	(明治18)	65		不明
天正14年	1586	正~7	〃	〃	(明治18)	48		不明
天正14年	1586	8~12	〃	〃	(明治18)	43		不明
天正15年	1587	正~5	〃	〃	(明治18)	62		不明
天正15年	1587	6~12	〃	〃	(明治18)	70		不明
天正18年	1590	正~6	〃	〃	(明治18)	62		不明
天正18年	1590	6~12	〃	〃	(明治18)	72		不明
天正19年	1591	正~7	〃	〃	(明治18)	37		不明
天正19年	1591	8~12	〃	〃	(明治18)	33		不明
天正20年	1592	正~12	〃	〃	明治18	45		不明
文禄2年	1593	正~6	原本	天理図書館		69		なし
文禄2年	1593	7~12	〃	〃		43	白紙1	なし
文禄3年	1594	正~6	〃	〃		36		あり
文禄3年	1594	7~12	〃	〃		33		あり
文禄4年	1595	正~6	〃	〃		37		あり
文禄4年	1595	7~12	〃	〃		35		あり
文禄5年	1596	正~6	〃	〃		40	白紙1	あり
文禄5年	1596	7~12	〃	〃		37		あり
慶長2年	1597	正~12	〃	〃		53	白紙1	あり
慶長7年	1602	6~12	〃	〃		45		あり
慶長8年	1603	正、3~8	〃	〃		57	白紙2	あり
慶長13年	1608	正~12	〃	〃		58		あり
慶長14年	1609	正~12	〃	〃		(31)		あり
慶長15年	1610	正~8	原本	豊国神社蔵(東京大学史料編纂所に謄写本あり)		21		なし
天正5年	1577		原本	國學院大学附属図書館 (東京大学史料編纂所に影写本あり)				
天正8年	1580							

れたとみられる写本複数が所蔵されている。天理図書館編『吉田文庫神道書目録』(一九六五年)によるかぎり、既存の伝本(おもに修史館が明治十八年に書写したさいの親本か)の書写、抄出である可能性が高いが、逸文があるかどうか、今後詳しい調査をおこなわなければならない。

### 3 兼見卿記の紙背文書

天理図書館所蔵原本十二冊のうち、文禄二年分の一冊を除く十冊に紙背文書がある。岸本氏による翻刻では、各冊一葉ずつ写真も掲載されており、そこからも紙背文書の存在をうかがうことができる。兼見が文書反古の裏を日記の料紙としていたことは、『兼見卿記』天正十一年十二月二十七日・同二十九日・同十四年十二月二十七日条からわかる。前掲『秀吉と京都』所載の写真を見ると、豊国神社所蔵の慶長十五年記原本にも紙背文書が確認される。

明治の早い段階で作成された史料編纂所架蔵の謄写本は、親本が自筆原本であるとされているけれども、紙背文書までは写されていない。だからといってこれらに紙背文書がなかつたということにはならない。謄写本からわざかにその痕跡をうかがうことができる。たとえば天正七年・八年の日記が収められている謄写本第二冊は、同時期に作成された他の謄写本とくらべ、影写に近いのではないかと思われるほど、記主兼見の筆跡を精巧に写し、また虫喰跡なども模写している(写したのは二級写字生三栗中實氏)。

その天正八年正月十一日条に、「自和州八少唐院龜若丸去年祈念

之義申上、今度音信百疎、使者上洛了」という記事がある。謄写本を見ると、冒頭の「自」の上に二文字確認できるのだが、校閲者によるものなのか、この二文字を示して「故紙ノ字ナリ」という注記が書き込まれている。文字は、半葉の中央よりの天に近い位置に逆さまに「慈照」と書かれているが、紙背が表に見えるばあい、それが端裏のウハ書などではないかぎり通常鏡文字になるはずなので、紙背に書かれた文字ではないのかもしれない。表の記事はこの二文字をあえて避けるかのように記されている。いずれにせよ、すでに「慈照」と書かれてあつた反古紙を料紙としたことは間違いない。

右の事例をもつてただちに謄写本の原本にも紙背文書があつたと考えることはできないものの、文書反古を料紙としていた可能性は指摘できるだろう(もちろんすべての冊にあつたかどうかまではわからぬ)。自元亀元年至四年記も同様に文書反古を料紙として記されたとみなすのは、まったくおかしなことではないのである。

### 4 自元亀元年至四年記とその紙背文書の写され方

次に、今回見いだされた紙背文書とその表側にあたる日次記の写された経緯と写され方を述べる。

自元亀元年至四年記一冊は、前述のように先に作成された天正年間の謄写本十八冊から五十三年をへだてた一九三八年に影写を終えている。編年第十室に残る内部資料である『昭和七年三月ヨリ借入覚』によれば、第十編部(史料編纂官中村孝也氏・同編纂官補高橋隆三氏)では、一九三四年(昭和九)十月三日に、「ト部家歴代日記ノ

内」、元(永)禄十二年・元亀元年六月・同二年十二月・同三年正月一二月・同四年の日記を子爵吉田良兼氏より借り入れるべく事務方に依頼している。このうち元亀年間のものが兼見卿記だと推測される(永禄十二年は父兼右の日記)。その後借用が許され、影写がおこなわれたことになるのだろう。

一九三八年に影写を終えたあと原本は所蔵者に返却されたであろうから、紙背文書もこの借用期間に写されたと考えざるをえない。

ただ、その原稿(①③とも)を見ると不思議な部分がある。少なからぬ文書に「○行綴目ニテ見ヘズ」といった筆写者の注記がなされているのである。綴目、つまり冊子の喉の部分に文字がかかっているため、その部分を確認できず、起こすことができなかつたということだろう。とすれば紙背文書は原本冊子が綴じられた状態のまま写されたということになる。

天理図書館所蔵原本の様態は袋綴冊子である。失われた原本も同様であったと推測される。袋綴冊子を影写するばあい、綴じを外し、一枚一枚を開いた状態で写すというのが一般的だが、であればこのとき紙背文書も一緒に写すことが可能なはずだ。それなら綴目によつて見えないということはありえない。したがつて表のほうは、綴じたままの状態の一丁の紙に直接影写用の紙をくるむように重ね、透き写しをした可能性がある<sup>6</sup>。

原本が綴じられた状態で紙背文書を写したといふことであれば、二つ折りにされた料紙の天地それぞれの開口部からのぞき込んで字を確認したのか、もしくは二つ折りされたその折り目(冊子の小口にあたる)が切れてしまつており、中の紙背文書が確認できる状態

になつていたのか、二つの状況が想定される。後者であれば紙背文書の筆写も比較的容易かもしないが、いづれにしても今となつては、いかなる条件のもと影写本や紙背文書の写しが作成されたのか、わからなくなつてしまつた。

綴目により見えない部分は文書の端や奥(右端や左端)であることが多い。一枚の紙を縦に二つ折りして、折目と反対側を綴じるのだから、そうなるのは当然である。しかしながら、いくつか本文の途中にこうした注記がある文書がある。これらは元々折紙の文書であつたことなのだろう(図一)。本文途中に綴目の注記がある文書は十七点、うち五点には折紙といふ元の様態が付記してある。残る十二点についても、内容や差出者からみて、折紙の文書であつたと考へて差し支えないと思われる。

文書反古を日記の料紙とするさい、上下左右が切り揃えられたものも多く<sup>7</sup>、写本には「上部切断」といった注記も確認

綴	目
先日者致候	綴
處ニ種々御造作	目
御馳走存候、	(目)
先々童子之面少	目
間借用申度候、	(目)
うつして、轉而返	(谷折り)
道可申候、此方	目
之面淺何成共、	目
御意次第二可進候、	目
うつさせられ	目
候へく候、次先日	目
御物被成候	目
太鼓之一義	目

図一 5号文書模式図(改行は作成者の任意)

される。また最初のほうには、かぎ括弧( )を文字のあいだに挿入している文書が散見される。現在でも活字で訛文を起こすときなされるよう、原本の改行箇所を示す符号であろう。折紙と注記のある文書については、改行箇所のかわりに、折紙の折り返しにあたるとおぼしき部分一箇所のみにかぎ括弧を示したものがある。

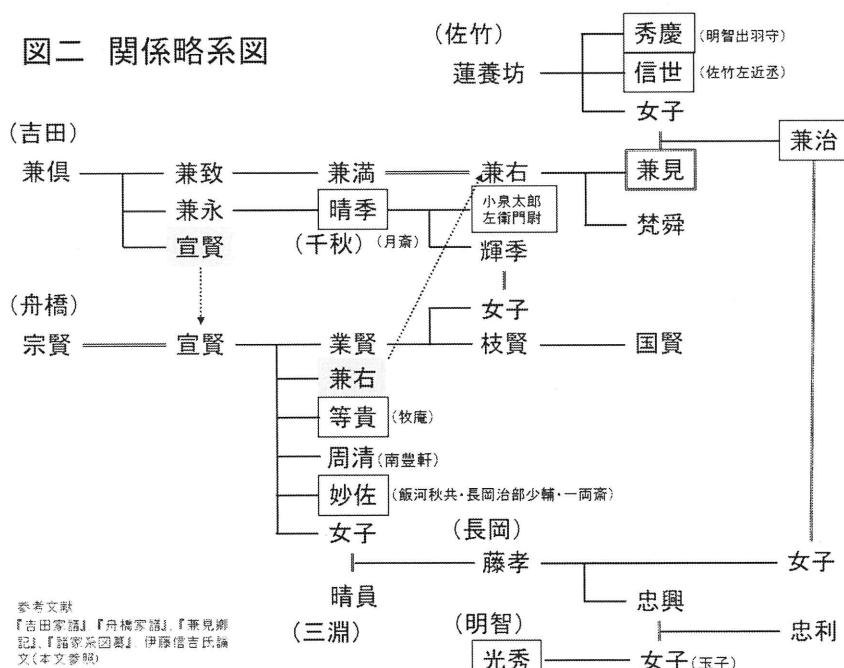
判読困難な文字があるばあい、字のかたちをそのまま写して右に筆写者の私案を傍書したり、「ママ」と付記している。いくつかの文書では署名・花押を模写している。明智秀慶・山岡景隆・牧庵等これら花押影は格好の研究材料を提供しているといってよい。

5 紙背文書の内容と特徴

さて、紙背文書の特徴について以下略述したい。文書総数は前述のとおり六十九点、すべて新出文書である。冊子の丁数が七十二丁あり、うち表紙・内表紙各一丁あるから、日次記記事のあるすべての丁に紙背文書もあるということになる。

宛名が記されているものの多くは、日記の記主である吉田兼見宛だが、嫡男兼治宛のもの三点、吉田家家臣鈴鹿小十郎・兼見小姓与次に宛てられたもの各一点、正室の兄弟にあたる明智出羽守秀慶に宛てたもの一点(惟任光秀書状)が含まれる。差出者がわかるものでは、右記明智秀慶のほか、彼の弟(一説<sup>8</sup>には息)佐竹左近丞(佐々木信世)、兼見の叔父牧庵等喜(貴)・一両斎妙佐(飯河秋共)や、近い親戚にあたる月齋宗句(千秋晴季)ら、常日頃つきあいのある縁者・閨

## 圖一 關係略系圖



係者が多い<sup>9</sup>（図一）。

明智秀慶は、日記では「佐出」「佐竹出羽守」「佐羽州」などと出てくる人物（佐竹宗実）を指すと思われる。ごくまれに「明出」「明智出羽守」と書かれるのも同一人物だろう（天正七年九月三日・同十年正月十七日条正本・別本とも）。彼は元来山城愛宕郡高野を本拠としな

国人だが<sup>10</sup>、織田信長の支配下に入り、明智(惟任)光秀の与力として組み込まれなかば光秀に従属した。そうした関係により、明智の名字や「秀」の一字を賜つたと推測される。たとえば猪飼野秀貞(明智半左衛門)や三沢秀次(明智少兵衛)のように、光秀は明智名字や偏諱を家臣にあたえていいる<sup>11</sup>。

公家では、日野輝資・四辻公遠らの書状も見える。彼らもまた兼見とは懇意にしており、ふだんから親しくつきあいのあつた公家たちである。

いっぽう差出者不明の文書も約三十点ある。そのうちのいくつかには「案文ナリ」という書写者の注記が書き込まれている。大半が記主兼見自身による書状の書き損じや案文だろうと思われる。また兼見とその嫡男兼治のためのものとおぼしき八卦勘文など珍しい文書が含まれているのは、紙背文書という史料(本来廃棄される運命にあつた文書が日記の料紙として偶然残された)の特質でもあろう。文書それについての特記すべき点や年次比定の根拠については、各文書本文の末尾に付した補注を参照されたい。年次比定作業の結果、年記が判明した文書のうち古いのは天正五年、新しいものは天正九年十月頃までのものが確認される。このことは、『兼見卿記』という日記の書かれ方(作成のされ方)を考えるうえで、とても興味深い材料を提供している。

というのも、戦前吉田家に存していた元亀年間の日記原本が天正九年十月以降に執筆されることになるからである。

元亀元年から天正九年までは十一年の開きがある。作成の契機については、草稿にあたる日記をこのとき淨書した、元亀年間に記さ

れた何らかの材料をもとに天正九年以降に元亀年間の日記がはじめて執筆された、というふたつの可能性が想定されるが、ふつうに考えれば前者であろう。

ではなぜ天正九年十月以降に元亀年間の分が淨書されたのか。日記記事からその様子をうかがうことはできない。年記の判明するもつとも新しい紙背文書(四七号・天正九年十月十一日と推定)の直前、天正九年九月十七日をもつて天正九年分の記事がなぜか途切れてしまることが気にはなるのだが。

天正年間前半の『兼見卿記』に目をおよぼせば、後年淨書されたのではないかと推される痕跡がいくつか見られる。たとえば天正三年分では、八月から九月にかけての記事にかぎって、それぞれ一ヶ月後でのきごとを記したものであることが明らかになつている<sup>12</sup>。兼見はこの部分を一ヶ月早い日付として誤記してしまつたのである。

またたとえば、嫡男兼治は天正六年九月四日に侍従に任じられる<sup>13</sup>。ところが、これに先んじる同年正月一日条では、「両社・末社等神事如例年、侍従兼治初而参勤」、三月二十二日条では、「右府信長御上洛、召具侍従兼治、至山科罷出」と、兼治を侍従と呼んでいる。そのほか、諱までは記されていないが、天正四年十一月四日条をはじめとして、天正五年にも同様に兼治を指すとおぼしき「侍従」の語が散見される。すなわちこれらの記事は、兼治が侍従に任じられた天正六年九月以降に記され(淨書され)たものであることを意味する。そのさい兼見は兼治のこととを淨書時点の官途(呼称)で無意識に書いてしまつたのではあるまいか。

が存在しちなみにいわゆる天正十年別本は、天正九年九月十七日条にて同年分が途切れたあと、おなじ冊子に書き継がれている）、それが同年六月に起きた本能寺の変とからんで謎をはらむという問題の箇所がある。この点については、すでに『記憶の歴史学』において詳細に論じたところである。

今回自元亀元年至四年記の紙背文書の検討をきっかけに、『兼見卿記』はしばらく時間が経過したあと淨書されることがあつたという事例がさらにくわわつた。吉田兼見という一人の人間の記憶について興味がわくと同時に、天正十年正本がいつの段階で「淨書」されたのかを考えるうえでも、大きな示唆をあたえているというべきであろう。

紙背文書が写されてから約八十年、筐底深くに藏されたというにしてはあまりに長い時間を経過してしまったわけだが、もとより綴じられたまでの決して良好とはいえない条件のもとの書写だつたうえに、そのまでの公表は憚られ、校閲もなされぬうち原本が焼失してしまうという不幸が重なつた。無年号文書の宿命ともいうべき年次比定作業の煩雑さなどもあって、しばらく手をつけられずにいるうち、担当者の異動や退官などによりそのまま忘れ去られてしまつたということなのだろう。

もちろん、全国の史料を収集してこれを複本のかたちで公開し、また史料集編纂・刊行を職務とする機関である史料編纂所（および資料管理の責任がある編年第十室）として、このことは素直に反省しなければならない。以上に述べてきたような不十分な写本であることを了解到いたいたうえで全文紹介をおこなうが、これは史料を

学界の共有財産として提供するという史料編纂所の責務を全うするためであると同時に、今回の自元亀元年至四年記紙背文書が、『兼見卿記』としてははじめての紙背文書の公開となるという研究上の意義も大きいゆえである。

紙背文書写本は、近いうちに製本のうえ史料編纂所図書として配架し、また画像もデータベースを通じて公開したい。また釈文はいづれ史料纂集刊本に再録する予定である。そのさいはできるかぎり誤読などを少なくしたいので、博雅のご教示を乞いたい。

## 6 釈文について

以下釈文についての凡例、役割分担について述べておきたい。

第一次的な釈文作成は、前半を遠藤、後半を金子が担当し、その後二人で全体を検討した。自元亀元年至四年記および紙背文書写本の書誌、各紙背文書の年次比定、校訂注については、二人で調査検討をおこない、執筆は解題を金子、各文書の釈文・補注を遠藤が担当した。

釈文の読点は遠藤・金子による。紙背文書の筆写者によつて本文内に記されたかぎ括弧、「上部切斷」「○行綴目ニテ見ヘズ」といった注記、料紙の様態を示す「折紙」などの付記も原文どおりとした。墨引のかたちをそのまま写した部分については、文字で「(墨引)」と表現した。

紙背文書の筆写者による注は( )にて、遠藤・金子の注は〔 〕にて示した。筆写者が原本の文字をそのまま書き写し、(ママ)と傍注

を付した部分については、积文本において可能な限り判読をこころみ、なお判読不能な箇所については文字数分を×にて示し、注番号を付したうえで、末尾に当該箇所の画像を掲載した。署判を写した部分についても、注番号を付して画像を掲載した。

写本において各文書は「元亀元年六月一日—七月四日」など表の日記記事との対応が記されるのみだが、全点通じでの番号を付し、表の日付と厳密に対応させて「元亀元年自六月一日至七月四日条紙背文書」のように呼称をあらためた。

## 註

<sup>1</sup> なお残る②は、表題「二条宴乗日記裏文書」とある。『二条宴乗日記』は、大和興福寺一乘院門跡の坊官二条宴乗の日記であり、永禄十二年・元亀元年・同二年・年次未詳（以上天理大学附属天理図書館蔵）。天正元年（興福寺蔵）の五冊が残っている。②はこのうちの元亀二年記一冊の紙背文書を筆写したものである。原本全体は『ビブリア』五一—五四・六〇（一九七二—七三・七五年）に翻刻されており、紙背文書の存在は指摘があるものの、内容は紹介されていない。元亀二年分は『ビブリア』五四号に翻刻があり、同号の巻頭図版に掲載されている写真からも紙背文書を確認できる。こちらのばかり現在も原本の所在が他機関に確認され、また記主も異なる史料であるため、別の機会にあらためて紹介する機会を持つことができればと考えている。

<sup>2</sup> 吉田家旧蔵の兼見卿記の画像は、史料編纂所ホームページの「所蔵史料目録データベース」から検索・閲覧が可能である。

<sup>3</sup> 『ビブリア』一一八—一二四・一二六・一二八—二九・一三一—一三二（一一〇〇一一一〇〇九年）。なお天理図書館編『天理図書館稀書目録 和漢書之部第五』（一一〇一〇年）、一三〇頁も参照。

<sup>4</sup> ただし図録（四一号）では『豊国社社務職雜記』と名づけられており、兼見卿記の一本であることは明記されていない。

<sup>5</sup> 「記録異同考」カ之部（『大日本史料』慶長五年九月一日条・第十二編之七）。

<sup>6</sup> 史料編纂所史料保存技術室の影写担当和田幸大氏のご教示による。

<sup>7</sup> 『兼見卿記』天正十一年十二月二十九日・同十四年十二月二十七日条を見ると、兼見は弟である神龍院梵舜に日記用の冊子を作らせていた。梵舜の日記『舜旧記』は、天正十一年から二十年までの日記の自筆原本が國學院大学図書館に所蔵されている。この自筆本にも紙背文書があり、このほど調査したところ、料紙は兼見卿記と同様上下左右が化粧裁ちされている。舜旧記紙背文書については、別の媒体にて公表予定である。

<sup>8</sup> 「佐竹出羽守同右近等系譜ニ関スル口上書」（天理図書館吉田文庫蔵、吉六二—一八〇）。

<sup>9</sup> 吉田家をめぐる人間関係については、伊藤信吉「室町幕府奉公衆・熱田大宮司家一族、千秋晴季（月斎）について—千秋氏と平野・吉田兩ト部氏との関係について—」（『神道史研究』五八—一、二〇一〇年）がたいへん詳しい考証をおこなっている。

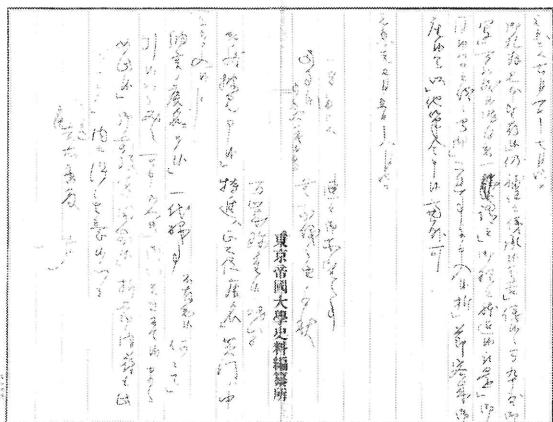
<sup>10</sup> 染谷光廣「織田政権と足利義昭の奉公衆・奉行衆との関係につ

じて」(『国史学』一一〇・一一一、一九八〇年)。

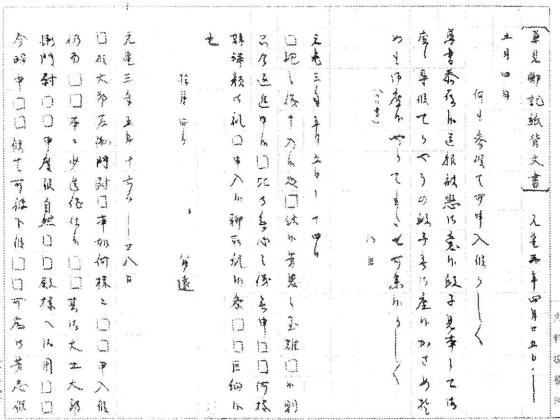
<sup>1-1</sup> 谷口克広『織田信長家臣人名辞典第二版』(吉川弘文館、二〇一〇年)の「猪飼野秀貞〔三沢秀次〕項。

<sup>1-2</sup> 堀新「織田信長の居所と行動」(藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』思文閣出版、二〇一一年)。また谷口克広・藤本正行・和田裕弘各氏からも同様のご教示を得た。

<sup>1-3</sup> 『歴名土代』(湯川敏治編『歴名土代』続群書類從完成会、一九九六年)、『諸家伝』十四(正宗敦夫編『諸家伝』下、自由新報社、一九六八年)。なお『兼見卿記』天正六年八月九日条には、兼見が兼治の任侍従を大典侍局に申し入れたことが記されている。



③の第一丁(1-2号文書)



①後半の第一丁(36~38号文書)

## 兼見卿記紙背文書釈文

### 4 元亀元年自八月二十五日至三十日条紙背文書

童子之面、態持被下候、忝存候、写申、廳而返進可申候、御隙之砌、不斗被懸御意候者、此方之面共、懸御目度候、先日者參、種々御造御札挙見、本望存候、「仍補任之儀承候、不苦」儀候之間、卒度御写」可被成候、昨日者一謂之「御理之躰迄候、被懸」御目候間之儀候間、御」これ事に申入候、折節客來御座候間、以「他筆令申候、慮外可※案文か。13号・32号文書にも補任類の書きのことが見える。

### 2 元亀元年自七月五日至八月四日条紙背文書

連々御所望之事、無別儀之由、千秋万歳珍重候、我等一身満足

此事候、少客來候間、一筆申入候、かしく、

御状披見申候、「特進ハ正三位唐名、」黄門ハ中納言ノ唐名ニテ候、「

一代職事、不存知候、何ニテ引候ハ、みえ可申候ヘ共、「御」そきにて候まゝ、如此候、「御前役送同前候、」折節内侍も此方ニテ、「内々得其意候つる、

(ウハ書)吉右衛殿

×

### 5 元亀元年自九月一日至十七日条紙背文書

3 元亀元年自八月七日至二十四日条紙背文書  
あつちよりの文くハしく見まいらせ候、「いせんの御はらいとゝき候、「御うれしくおもひまいらせ候なんと、けにやすき御事にて候、御しんくのよし候まゝ、御きたうの御はらいなと御ちやうたい候ハ、神たんてきねん申まい  
(以下ナシ、案文ナリ)

十月十三日

景隆(花押)

### 4 元亀元年自八月二十五日至三十日条紙背文書

作ニ罷成候、將亦太鼓之書物之事、是非共被急候而、可被下候、只今被仰越候舞曲之「一行綴目ニアリテ見ヘス」□無御扶持之儀候、隨而申入間之儀者、心得存候、廳而自是可申入候、吳々此御使目薬遣候□之薬にて無之候間、本腹有式候、先當座之痛者、可相□薬候、はや日暮□とて、御使急候間、具不申入候、先々不念之儀、一着候而、公私大慶候、恐惶謹言、

十月十六日

景隆(花押)[花押影]<sup>(3)</sup>

(墨引)

山美作守

(折紙)

※天正七年兼見、山岡景隆に太鼓之元起を伝授(『兼見卿記』十二月二十九日条。以下『兼見卿記』は日条のみを示す)。この伝授に関しては5号・12号・31号文書も参照。

(墨引)

山作

綴目ニテ見ヘス

(折紙)

〔吉田兼治〕  
吉侍様まゐる

自是

〔佐竹信世〕  
佐々

※天正七年兼見、山岡景隆に太鼓之元起を伝授(十二月二十九日条)。この伝授に関しては4号・12号・31号文書も参照。

※天正七年兼見、山岡景隆に太鼓之元起を伝授(十二月二十九日条)。この伝授に関しては4号・12号・31号文書も参照。

## 6 元亀元年自九月十九日至二十四日条紙背文書

尚々、御神事之砌、以参拝可申承候、已上、

〔吉田兼治〕従侍公馬之儀御所望之間、只今奉候て参候、御氣入間敷候へとも、

承儀候条、不及是非候、何様不図致祇候、可申承候、恐惶謹言、

〔佐竹左近允〕佐々

〔天正七年〕八月廿日

〔吉田兼見〕吉右様まゐる

信世(花押)

(折紙)

〔吉田兼治〕吉侍様まゐる 人々御中

佐々

〔佐竹〕信世(花押)

より

※天正七年八月、佐竹信世の馬と侍従兼治の馬を引替える(二十日条)。

## 7 元亀元年自十月一日至十一月十一日条紙背文書

覚

一、桑田郡之内〔余部村石田庄参拾〔石脱カ〕計、犬飼村時安名、十五石計、代五貫文、〕

※丹波国の吉田社領について尋ねたことに対する惟任光秀家臣曾我隱岐守よりの注文(天正五年九月十六日条)。

八月十四日

佐々

信世

## 8 元亀元年自十一月十三日至十六日条紙背文書

鞍之儀申請、祝着候、則持返進候、將又御約束之鶴、此者ニ給候者、可為喜悦候、其方之隙ニ与風光臨奉待存候、かしく、

※8号文書と関連か。また「辰」についての取り成しは17号文書にも

## 10 元亀元年自十一月二十四日至二十七日条紙背文書

〔吉田兼見〕又右衛門督殿へ以別紙可申入候へ共、御心得候て、御申候へく候、次御約束之鶴、此者可被下候、待存候、已上、

一昨日者参候て、御心も不存、辰事御侘言申候之処、御同心、外聞と申、於我等祝着候、向後者弥々可御目下候、將又御約束申候鞍・皆具・ふさしりかい可預借候、為其一筆申候、恐惶謹言、

八月十四日

佐々

信世

(墨引)吉侍様まゐる 人々御中

信世

見える。

写のことに関わる。

### 11 元亀元年自十二月一日至四日条紙背文書

芳札披見、仍昨夜參候へ共、機嫌能候、前へも不罷出間、不及沙汰候、今日又可參之間、法印可申談候、聊不可有疎意候、猶期見參之時候、かしく、

### 12 元亀元年十二月五日条紙背文書

御札畏存候、仍御書物漸出来申由大慶ニ候、一時も急申度候、命も不存候へ者、朝々見まいらせ聞にて候、為志候、御仕立被成候者、参申候、〔天正七年〕御伝之程奉頼候、仍××事候間、一筆進之候、恐惶謹言、

〔山岡〕  
十一月十七日  
〔吉田兼見〕  
景隆(花押)

吉右様人々御中

※天正七年兼見、山岡景隆に太鼓之元起を伝授(十二月二十九日条)。

十二月九日

鈴鹿小十郎殿御宿所

貞久(花押)

(折紙)

### 13 元亀元年自十二月九日至十八日条紙背文書

有芳面候、何様以面謁旁々可申述候、返々不苦儀候間、如何様にも御写あるへく候、かしく、

則刻

(墨引)

(ウハ書)  
吉田殿

輝資

### 15 元亀元年自十二月二十三日至二十七日条紙背文書

□ちかへり思ひまいらせ候ハんと□候へとも□し御とめ候まゝ、  
□今かへり□へく候、こしハ□まいり候かち□かへり  
候ハんまゝ□しハ御をきまいらせ候けん、綴目ニテ見ヘス  
テ見ヘス ふちを御たき候ハんをり□返々□候へとも□く  
御もしに□くの□り□まいり□にて候 綴目ニテ見ヘ  
ス 又人夫にから物一かもたせ給候へ、はなそのへやりまいらせ候、  
その人夫にきかへもたせ、かへりまいらせ候まゝ、いそき給候へく

### 14 元亀元年自十二月十九日至二十二日条紙背文書

尚々、只今の御酒者、酒一本か米二升仕由候、半分もたらす候間、調不申候、非疎略候、少たらす候ハゝ、□候て成とも、調候へ共、多分ニ□候間、不及是非候□御心得候て□申肝要候、於平野御酒之儀、倉橋音十郎方へ談合申候処、御樽三荷とともに八木壺斗五升余、御酒之儀も三荷にハ三斗入可申候、さ様候へ者、此米五斗余〔人候カ〕米七斗ばかり之事候、御下行之分にて者、中／＼不調儀候、中之御酒者、一本充か米一升七八合仕由候、次之御酒者二行綴目ニテ見ヘス 悪候、何にも御下行分者、なににもたらす候、委細倉橋方可被申入候之間、不能二二候、恐々謹言、

左馬允

候、綴目ニテ見ヘス 候ハヽ、ちと御いて候へかしとの御事にて候、返  
ヽ むかい参候て給候へく候、なをかへり候て、申うけ候へく候、  
かしく、

(折紙)

16 元亜元年自十二月二十八日至三十日条紙背文書

猶々、昨日者御放、祝着令存候□殿御留、祝着ニ存候□可有御  
帰宅候□雨ふり候者□御機遣有□しく候、又爰許□事、御感

被成候事□此事候、以上、

□是こそ以使者可□入候之処、為御札□札、過分至極ニ候□も在

之間、散□致抑留、依之□風情も御残多□候、却而致迷惑

候□以面拝旁可申入候、□惶謹言、

〔明智出羽守〕  
明出

秀慶(花押) (折紙)

□二月四日

20 元亜二年自二月一日至十九日条紙背文書

芳札披閱候、仍御懸之松之事、当山在之ハ、可渡進上之旨仰候、  
内々被見置候哉、当山ニハ且以無之候、然共被下御使、重而可被見  
候□今度愚庭ニ植候者、東寺にて一本、相国寺にて一本所望候而、  
植申候、卒爾ニハ希なるかと存候、何も御使次第相添、我等者ミセ  
候而、御用若□□令祝着候、喜介殿□□候、御披露候哉、□□事御  
座候ましく候□□畏入候、

(折紙、案文ナリ)

19 元亜二年自正月二十一日至二十九日条紙背文書

度々申候淨土寺之内田地之事、相国寺慈照院之門徒買徳仕候、今度  
徳政ニ可押取之由百姓□申候、

(案文ナリ)

17 元亜二年自正月一日至十日条紙背文書

なをヽ、御返事候、御同心之通待存計候、已上、

昨日申入候辰事、此方居申候て、いくゑも御わひと申候てくれ候  
へと申て候、此度者御同心候者、於我等可畏存候、尤參可申候へと  
も、薬師所へ參候間、無其儀候、御報ニより是非共致祇候、侘言可  
申覺語〔悟〕にて候、為其一筆申入候、かしく、

※「辰」についての取り成しは10号文書にも見える。同じ案件であれ  
ば、本文書も10号文書に先立つ佐竹信世からの書状と推測される。

21 元亜二年自二月二十日至十一月二十八日条紙背文書

内々申入間之義、定而不可有御如在候、明日十九、御方御所被移御殿  
旨、〔晴豐〕勸修寺被申候、同者致御供候様ニと勸内証候、叡慮弥無御別義

18 元亜二年自正月十一日至十九日条紙背文書

一昨日は御ねんころの御ふミ、御うれしくおもひまいらせ候、こと  
ニヽ見事のまや□□一こ給候、こゝほとニ□□見まいらせ候ハ  
す候、御さい□□御事に候まゝ、めし□□□□おほしめしより、  
返々くわふんにそんし候、昨日まいるよし申入候へとも、御るす、  
たれも御入候ハ□まかりかへり候、まつゝ上さま□御そせうの事、  
御ついてもな□□そつしにハ申入かたく□よし、もつともにて候、

(案文ナリ)

候、然共尋上義候事、不合自由候而、其段分別仕候、昨日近衛殿令  
祇候〔松井友栗〕、法印被仰遣次第可有御申之間、不可有油斷候へ共、此刻偏

頼存計候、若遲々候へハ、外聞候間、一切御沙汰無用候、此書状見

申可被

※天正七年十一月、兼見殿上を許される(十五日)~二十二日条)。誠

仁親王は同二十二日に二条御所へ移徙し、兼見は供奉を命じられ

る(『兼見卿記』、『御湯殿の上の日記』同日条)。これらより本文書

は天正七年十一月十八日の書状案と推測される。

## 22 元亀二年十二月十六日条紙背文書

□以來不申承候□用之子細候而、□日坂本へ罷□候へハ、〔織田信長〕上様へ□  
与力〔惟任光秀〕向州被□達、從廿八日安〔主〕罷越、致越年候□春者早々以參□可  
申入候、罷下候□時分柄、迷惑〔綴目ニテ見ヘス〕坂物を添申候、春虎  
へも音信可申覺悟候、心底可有御推量候、恐惶謹言、

明出

秀慶〔明智〕(花押)〔花押影〕<sup>(6)</sup>

(折紙)

霜月六日

吉右〔吉田兼見〕御

明出

秀慶〔明智〕(花押)

(折紙)

## 23 元亀二年自十二月十八日至二十九日条紙背文書

一行分綴目ニテ見ヘス

承候ニ、然処今田地之出入とうけ給候、隨  
而金子之事も貴院既□候て□身□被出候て□□合候キ、借方之  
事も

昨日御状、夜二入罷帰、披見申候、抑々先年金子之残壱両、以御次  
可返給之由□処、不寄存知田地之事承候、驚存候、此田地ハ故二位  
吉田兼右〔吉田兼石〕、

## 24 元亀三年自正月一日至十三日条紙背文書

幸便之候間、乍次如此候、以上、

□日者倚爐〔炉〕被入御精、早□出来、畏悦存候□刻御報可□を、何か  
と打過□本意存候、就其□間之儀、可持遣候□案内ニ候之条、預□  
度候、御左右次第□進候、次昨日〔脱力〕「段御機嫌ニテ、仕合能、大慶ニ存  
候、夜前者京ニ致滯留、只今罷帰候、如何様二三日中ニ御光儀所仰  
候、從丹波無塩之物到来候間、振舞可申候、必御出待存候、恐々謹  
言、

存命之時之事候、貴院之田地ならハ、何とて売遣候時、御□無之候  
哉、逝去以後我等方へ御理之由、当社不存候、近比をつかけたる□  
されやう、御間にハ不似合申候哉、壱両之□事ハ少之事候、それを  
御返弁候ましきため、且以不存義を承、其替などハ、御分別御し  
かたに候哉、殊善能寺之〔綴目ニテ見ヘス〕故ニ位は兼見の父兼右。元亀四年死去。  
かたに候哉、殊善能寺之〔綴目ニテ見ヘス〕

## 25 元亀三年自正月十四日至二十一日条紙背文書

一行分綴目ニテ見ヘス

先度御尊書□戴忝存候、誠〔一カ〕日之御内存□別一段被致〔満力〕足候、其以  
後□參上可得貴□之處、菟角罷□背本意候□日上様御鷹〔明智秀慶〕上候、御氣  
色一段可然、大慶被申候事候、無是非候、又近衛殿様羽州に被成、  
御膳進上候、暮候而御還御候、猶追々可得尊意候、恐々謹言、

小野右京進

〔天正七年九月〕  
十一月十二日

盛治(花押)

与次殿

(折紙)

(ウハ書)

清目

綴目ニテ不明

※小野盛治は明智秀慶配下。29号文書も参照。与次は吉田兼見小姓  
(天正七年一月二十二日条等)。信長は、天正七年十一月八日(+)十  
日に東山で放鷹している(『信長記』兼見卿記)。本文書はこの時  
期のものか。

## 26 元亀三年自正月二十二日至二十五日条紙背文書

猶々、精誠之御音信、御はつかしく候、爰元御用之義、不置御

心、何時も可預示候□代殿未□在陣之由候間□祈念□

御状一々披見候」〔御方〕祝之御祈祷、松千世殿より御音信、不相替目出存  
候、則御祓進之候、可有御〔貢方〕戴候、御願成就勿論候、每朝祈念之義、  
於神壇更無懈怠候、

□物肩衣請取申候、五月之撫物進之候、則可有御着用候、

□御祈祷料金子一包、如御状請取申候、年中度々之儀候間、此義者  
斟酌雖每度申候、如此之儀候、向後能々御理所仰候、隨而栗子一  
折・松茸一籠・熨斗□百本、種々御懇志祝着候、乍去切々御音信御  
造作、却而以御迷惑候、就中

## 27 元亀三年自正月二十六日至閏正月一日条紙背文書

返々、御くすり難申尽候、今日付候て、若いまくハ能候ハす  
ハ、近衛殿右馬允□頼可申候、  
御札本望存候、仍にもし御薬之儀、早々持給候、祝着〔存方〕候、一段御

〔天正七年九月〕  
八月廿三日

〔吉田兼見〕  
貴報

〔明智〕  
秀慶(花押)

(折紙)

※明智秀慶は、天正七年六月丹波八上城攻めで負傷した(六月一日  
条)。八月二十五日には、兼見邸から帰宅する記事が見え、この頃  
のものかと推測される(同日条)。小野盛治は秀慶配下。25号文書

も参照。

□綴目ニテ  
見ヘス」

### 30 元亀三年自二月一日至九日条紙背文書

□札尤本望候□洛之由候間、昨日□者申候、安土へ村□使御下向、  
今日□御在所御上□又丹後へ□下向之由御辛□中々難測候□彼御滞

留中□可罷下心中候□〔織田信長〕上様近々御上□と申候、然者一行綴目見ヘス  
丹後へ御下向候者、此砌者難成候哉、丹波御帰陣之刻、即可罷越候、  
御在所へ之便宜御しらせ頼存候、將又被懸小屋候由、御造作察申候、  
然者竹之事当所

※織田信長による丹波・丹後攻めの行われている天正七年ごろか。

惟任光秀は四月四日付の書状で、丹波八木城攻略について知らせ、  
陥落しだい丹後に攻め入ると述べている(奥野高広編『増訂織田信

長文書の研究』補遺一九九号)。また信長は六月二十日ごろ上洛して  
いる(『多聞院日記』)。これらより同年六月上旬ごろかと推測さ  
れる。光秀宛か。

### 32 元亀三年自二月二十日至三月四日条紙背文書

昨夕補歎之儀申入候処、即被借下候、畏存候、御秘本之由無案内候  
而、卒爾申入候、一段迷惑仕候、然者書写仕候義、如何可有御座候  
哉、神以未染禿筆、先御御意候、若於御許容者、書立申度候、返々  
不測御氣色、無所存之至候、尊免く、

※案文か。補任類書写のことは1号・13号文書にも見える。

### 33 元亀三年自三月五日至二十一日条紙背文書

(前欠)

一、外池五介女房衆より鳥目五十疋被參候、表祝儀被申候、五月ニ  
ハ御祓被下候、忝存之由、相意得可申上之由候、最前之撫物、此  
者三渡し可被下候、万吉追而可得尊意候、恐惶謹言、

十月一日

家久(花押)

満田九郎左衛門尉

(ウハ書)(墨引)

綴目見ヘス

又太鼓之留出来候、懸御目度候、何も以參可申候、將又管曲事(8)  
火急ニ御きわめ可然候□そく候てハ如何ニ存候、定少候へは□  
申□ま事のするニて候、

御状本望存候、仍なま物之儀承候、八幡之旁々相尋申候へ共、無之  
候、今少をそく候て無曲候、只今親候者他所へ遣候由候、少々をそ  
く候て、無念々々此事候、かしく、

(ウハ書)「

自是

※満田九郎左衛門尉が、外池弥七女房を通して兼見に祓等を依頼し  
てある記事は、『兼見卿記』中に数回見える(天正六年正月二十三日  
条・同七年正月二十一日条・同九年五月二十二日条など)。

34 元亀三年自三月二十二日至四月三日条紙背文書

今度者内験者給候、一段大慶候、時分柄いそかハしく御入候ハんするに、喜悦候、田地様躰、未事すミかたく候、何も此者ニ内儀御尋候て可給候、返々長々申請、喜悦候、猶以面可申候也、かしく、

35 元亀三年自四月九日至二十三日条紙背文書

猶々、ふきいたの儀、可得御意候処、失念仕候、令迷惑候□程、我等申候よりも、一段くわふんニ申候間、不及是非候、以上、為御礼御状、過分之至令存候、昨日者遠路申入候義、令迷惑候、此方よりも以書状御礼申候ニ、尤以參上可申入存候、自由之至、可為御免候、〔明智秀慶〕随而出羽守明日出陣不定候綴目ニテ二行見ヘス後可申入旨候、猶待貴意候、恐惶謹言、

36 元亀三年自四月二十五日至五月四日条紙背文書

※天正七年九月六日、兼見、佐竹信世宅の茶会に参加(同日条)。本文書と関連か。

37 元亀三年自五月五日至十四日条紙背文書

□袍之儀申入候処□給候、芳恩之至難□候、則只今返進申候□比御無心之儀、無申□□何様期拝顔、御礼□申入候、聊取乱候条□巨細候也、

拾月四日

〔四辻〕  
公遠

※四辻公遠は42号・58号・59号文書でも袍の借用を依頼している。

38 元亀三年自五月十六日至二十八日条紙背文書

□候、大郎左衛門尉□事、如何様ニ□□申入候、仍而□□本ニ少造作仕候□□其御大工大郎衛門尉□□申度候、自然□□殿様へ御用□□今明中□□候て可被下候□□可為御芳志候□□□中ニ造作〔三行綴目見ヘス〕同一候、猶使者可申入候、恐惶謹言、

磯新  
〔磯谷新介〕

佐々  
〔佐竹〕  
信世(花押)

吉右様御報  
〔吉田兼見〕

十一月十日

吉右様まゝる人々御中

36 元亀三年自四月二十五日至五月四日条紙背文書

何も参候て可申入候、かしく、

尊書添存候、道服被懸御意候、段子見事にて御座候、尋候て、かやうの段子無御座候、かさめそめも御座候、やかてもたせ可参候、かしく、

(ウハ書) 八日

※44号文書と関連か。折紙。後二行は猶々書と推測される。坂本城では天正八年に改修が行われていた(閏三月十三日条)。兼見は同年十一月十四日に坂本の惟任光秀を見舞つてゐる(同日条)。この時期のものか。太郎左衛門尉は吉田家出入りの大工(天正十年二月二十一日条など)。

綴目一行見へズ

朝夕御床敷存候、此末ニ上洛可仕候、鮭細々たへ

候、其分之御事存知出計候、留守中万事仰出られ候、又孤月よ

り先日御踞進入候、

先日喜介殿上洛之時申入候、仍太郎左衛門身上之儀、先日申入候、

〔小泉〕

与一郎別而馳走分候、兵太是又無別儀候、然八人之分彼米出候、五人へ五人にてハなるましき旨、取次之者分別にて、此分候

二行綴目

□此方引下□□候、自然下向候□□ハゝ、予て御□□芳頼候、先々□□も可被御心安候□□拙老今更□□遣をかけ候□□一段／＼□□

感なんき無□計候、可有御推量候、旁重又可□入候、恐惶謹言、

□月〔天正九年十月廿一〕

月齋  
宗句(花押)

※小泉太郎左衛門は月齋宗句(俗名千秋晴季)の息(『兼見卿記別記』天

正八年十二月十三日・十四日条)。長岡藤孝に仕えた(伊藤信吉『室

町幕府奉公衆・熱田大宮司家一族、千秋晴季(月齋)について『神

道史研究』五八一一、一二〇一〇年参照)。また父月齋は天正九年九月より梵舜とともに、丹後へ下向していく(九月十一日条)。本文書は丹後滞在中の同年十月二日ごろか。47号・55号・62号文書参考。

照。

#### 40 元龜三年自七月十一日至八月十一日条紙背文書

三入江御言伝之通、懇ニ可申入候、猶与風令祇候、可得貴意候間、不能一二候、恐惶謹言、

(墨引)吉右様

秀勝(花押)

#### 41 元龜三年自七月十三日至八月二十四日条紙背文書

尚々、被寄思召御懇札、忝存候、何様近日ふと参候て、例之御物語可申入候、何事も同前ニ被成御推量、一笑候くくく、内々御床敷令存候、則預御懇札、畏入候、就其明日内裏様御能有之由、然者御見物之段、尤存候、我等内存之事候、如何様明日懸御目、令相構、御物語可申上候、將亦

※この時期の禁中での演能は天正九年十月一日・十三日、天正十一年閏正月九日、同三月二十七日(いづれも『御湯殿の上の日記』)などが知られる。本文書は天正九年十月ごろのものか。

#### 42 元龜三年自八月二十五日至九月十二日条紙背文書

□□へ共□存候、委曲御報  
□□不能面談、御床□御無心之儀候□冬御袍無御指合□來二日申請度候、又□□之儀ハ可蒙仰候□同心者、朔日ニ□□猶期拝顔存候、恐々、

□月廿五日

公遠

※四辻公遠は37号・58号・59号文書でも袍の借用を依頼している。

#### 43 元龜三年自九月十三日至二十二日条紙背文書

尚々、無心千万之義候へ共、落葉之事、今日中ニ奉頼候、

尤以參可申入候へ共、令啓候、仍高野のおりの落葉夷中录、被承及候て、所望申度候、今日則使者被遣、被仰請候て可被下候、奉頼存候、実可為御芳恩候、又昨日賀茂ニよき駒鳥二三御座候、何時も御

仰□候ハゝ、御供可申候、恐惶敬白、

五月一日

(端裏ウハ書)



牧庵



等喜(花押影)<sup>(1)</sup>

44 元龜三年自九月二十四日至十月八日条紙背文書  
御状披見候了、坂本作事被申付之由候、御造作察申候、就其太郎左衛門尉可申付之由候、爰元所々破損候間、此間廿日被申付候へ共、未出来候、今五六日も隙入候、然者其方大急ニ□承候而、明日□、  
※38号文書と関連か。天正八年ごろか。

45 元龜三年自十月九日至十八日条紙背文書

如尊札、昨日者令參賀候之処、寒酒ニテ御盆を被下、可罷帰存候□種々丁寧之御振舞思出仕候、以使者御礼可申入候を、致延引、御返事ニ罷成、自由ニ候、就中御神供被贈下候、則致頂戴候、御心誠眼前ニ候□御懇祈之段(不カ)所知謝候、尚以□顔之節御礼□申達候、恐惶謹言、

明智出羽守

□月八日

□田左衛督殿貴報

※天正九年正月七日、明智秀慶ら兼見の許を訪れる。翌八日、兼見

神供を遣わす(天正九年正月七日・八日条)。これらより本文書は同年正月八日の書状と推測される。

#### 46 元龜三年自十月十九日至十一月七日条紙背文書

尚以、先日參候て、被下候さへ忝存候、此方迄被送候て、過分く、又ふりつたり參物ニ候へ共、御菓子之御用読メズ栗進便申候、被立御用之由、畏存候、以上、

重而御報致拝見候、四十柄之儀、野鳥被取之由、近來珍候、就中松茸被懸御意候、新さ、見事さ中／＼難尽言語候、御懇切之段忝存候、被打置、致賞翫候、將又被下折敷之儀蒙仰候、生德五枚持申候間參候、へき折敷者不審候間、不參候、

47 元龜三年自十一月十四日至十六日条紙背文書

尚々、月斎にて參会申候、可有□□推量候、以上、

(上部切斷)□前神龍院(梵舜)則捧愚札□後々床敷存候□□将又□澄永之台□御礼難申□候、か様是□承申候、はやく□不申候間、只今□進申候、去年綴目ニカヽル又此椎一袋進之候、前々御好物ニ候つる間、涯分ひろい申事候、おかしく候、此きねりのしゝら一巻、人のくれ申候、めしつかい候ハゝ、可為本望候、来春罷上、積候御物語可申入候、可得御意候、恐惶謹言、

十月十一日

妙佐(花押)

※天正九年九月より、梵舜および月斎、丹後へ下向(九月十一日条)。

妙佐は俗名飯河秋共。一両斎と号す。実は清原宣賢の男(兼見の叔

父)。足利義輝、のち長岡藤孝に仕え、長岡姓を与えられ、長岡治

部少輔入道とも。能・書の名手としても知られる(高浜州賀子「飯

河妙佐』熊本県立美術館研究紀要』三、一九八九年参照)。39号・

55号・62号文書参照。

吉田殿

※折紙か。

48 元亜三年自十一月十七日至二十九日条紙背文書

御番之儀、心得存候、以上、

今日御番候、一兩日相煩、腹中散々儀候、乍憚御參候て可給候哉、  
四辻奉満申候へ共、大炊御門殿御番御申継續相違候間、令啓候、頼存上

候、重而何時も可承候口只今之儀頼入候、かしく、

(裏ウハ書)「御方

上

綴目

※兼見よりの御番相博依頼の書状と、それに対する了承の返事(勘返  
状)か。

49 元亜三年自十一月三十日至十二月十一日条紙背文書

尚々、被仰付候而御給候、可為本望候、

其後者不懸御目、御床敷存候、近比御無心申事候へ共、明日御馬を  
誠ニ親王申請度候、親王御方様忍にて鞍馬へ御参詣候、兩人一人御供之者被

仰出候、御在所申候て被仰付候而、供給候者、可為本望候、一段馬  
下手にて御入候間、いかにも××を供申度候、御馴々敷申事如何な  
から、万々綴目上部切心候者、明朝者夜中時分三候間、此旨被

部切申候て可給候、猶期面上部切事、可申述候、かしく、

八日四辻公遠

50 元亜三年自十二月十一日至二十四日条紙背文書

天正九年 八卦

十七歳男子

ゆいねん ひつしきる、神へ参初日によし、さうさく・わたまし・

かたゝかい、万にわろし、

しやうけ うしとら、物をきそめ、手をあらい、万によし、

やうさ

てんぬ

たつミ

め、手をあらい、きやうすいハしめ、よろつによし、

ふくとく

にし、物をかいそむるによし、ありきそめ、万によし、

御ほし月

ようしやう

とく日

うとり、きたうによし、よろつにわろし、

小すい

六月十六日 十二月廿五日

大やく

二月十八日 七月廿二日

きたへゆかす、

(綴目)

※吉田兼治の八卦か。兼治は永禄八年生まれ。天正九年時には十七  
歳。

51 元亜三年自十二月二十五日至二十六日条紙背文書

天正九年 八卦

ゆいねん うしとら、神へ参初日によし、さうさく・わたまし・か  
たゞかい、よろつにわろし、

しやうけ ひつしさる、物をきそめ、手をあらい、万によし、

やうさ ひんかし、物をくいそむるによし、万によし、

てんゐ きた、若水をとり、ちや・もち・さけ・はんくいハしめ、

手をあらい、きやうすいハしめ、

ふくとく いぬゐ、物をかいそめ、ありきそめ、万によし、

御ほし らこしやう

とく日 うしひつし、きたうによしよし、よろつにわろし、

小すい 三月二日 四月九日 九月廿五日

大やく 四月五日 十二月十三日

ミんなミヘゆかす、

〔<sup>〔く脱カ〕</sup> 大わん〕をんきやう 緹目

※吉田兼見の八卦か。兼見は天文四年生。天正九年時には四十七歳。

### 52 元亀四年自正月一日至九日条紙背文書

一昨日申候瘧落薬到来候、〔<sup>〔</sup>〕此者被懸御意候ハヽ、畏可〔<sup>〔</sup>〕奉頼候、  
御出京折節〔<sup>〔</sup>〕御所希候、御条可申候、〔<sup>〔</sup>〕惶謹言、  
〔<sup>〔</sup>〕等喜(花押影)<sup>(1/4)</sup>

〔<sup>〔裏ウハ書〕」牧庵〕</sup>

※43号文書と関連か。

### 55 元亀四年自正月十六日至二月一日条紙背

上文、緹目 儀迄候、一段無示〔<sup>〔ママ〕</sup>〕馬之儀も大〔<sup>〔略カ〕</sup>〕可調申  
と存候、可被〔<sup>〔</sup>〕不及申候、相戸〔<sup>〔</sup>〕〕すき無之候間、  
〔<sup>〔</sup>〕郎衛門尉其方〔<sup>〔</sup>〕〕參芳頼ニ付、〔<sup>〔</sup>〕介殿御下〔<sup>〔</sup>〕〕御精入、先以〔<sup>〔</sup>〕〕所  
候、乍去役〔<sup>〔</sup>〕〕うゝつなる申様〔<sup>〔</sup>〕〕明なんき仕候キ、〔<sup>〔</sup>〕〕仕合にて  
〔<sup>〔長岡忠興カ〕</sup>〕一郎馳走仕、太前調候〔<sup>〔</sup>〕〕自父子之礼〔<sup>〔</sup>〕〕大慶候、然共〔<sup>〔</sup>〕〕各わらい  
(緹目二行) 我々又機遣出来、可有御推量候、將又留守中御懇之由申  
下候、一段畏入候、御女房衆是又御同前之由候、万事〔<sup>〔</sup>〕〕弥芳頼計〔<sup>〔奉〕</sup>〕

上部切斷 仁和州衆候〔<sup>〔</sup>〕度得御意度〔<sup>〔</sup>〕〕候間、乍憚令〔<sup>〔</sup>〕〕達候、可然様  
取成所仰候、〔<sup>〔恐〕</sup>〕惶謹言、

翠竹庵〔<sup>〔曲直瀬〕</sup>〕道三(花押)

九月十八日  
〔<sup>〔吉〕</sup>〕田殿人々御中

※折紙か。

候、爰許之様牴此仁へ申候間、不能巨細候、恐惶謹言、

ど)。

〔天正九年九月〕  
十月七日

(墨引)

月齋

(綴目)

宗句(花押)

※折紙か。天正九年九月より、月齋、丹後へ下向(九月十一日条)。

この数年中で、その他の十月は在京していたようであり、本文書もこの時の下向に関わるものであろう。39号・47号・62号文書参考照。

56 元亀四年自二月六日至二十二日条紙背文書

〔預芳札候へ共、令啓候、〔冊補任二、請取申候、早々〕來申候、入御精候事候、此間〔社普請申付、不罷出候、〕日中以面謁心中期入候、かしく、

57 元亀四年自二月二十三日至三月六日条紙背文書

尚以、小松義奉頼候、以上、

今朝者被人御精御使過當之至、昨夜之趣、尊貞へ能々可被仰渡事、専一存候、我等も懇ニ可申候、將亦近比不謂御無心之儀ニ候へ共、庭ニ植申(綴目二行)承及候へ共、近所ニ御座候間、先申候、於御同心者、満切斷可仕候、尚期參〔旁可申入候、恐惶謹言、〕

北形(刑方)

〔月晦日〕

〔右兵様人々御中〕

俊孝(花押)[花押影]

※折紙。北小路刑部少輔俊孝は近衛家家司(天正九年八月十九日条な

58 元亀四年自三月八日至二十一日条紙背文書

〔日参、種々御〔儀共、難申尽候〕約束申候御袍取遣之候〕ニ渡給候者、可為〔御無心之儀候へ共〕存候、猶期面謁、万々〔述候也、〕〔四辻〕月一日

※四辻公遠は37号・42号・59号文書でも袍の借用を依頼している。

折紙か。

59 元亀四年自三月二十二日至二十九日条紙背文書

〔中の申候有持〔ヤシ〕さしあい候ハ、御直衣〔申候、何も〕〔宮〕可令喜悅候、以上、

〔不能拝面候、御〔敷存候、仍無心之〕候へ共、侍從殿夏〔申候、何も〕〔吉田兼治〕貫借申度候〕所へ申候へハ、俄相違〔候間、万々奉憑存候〕明日之間申請度候〕同心者、此者渡可〔者可為祝着候、猶期〔謁可申述候〕也、不宣、〕

〔廿九日〕

〔公遠〕

※天正九年八月二十九日、四辻公遠より、吉田兼治の夏袍・指貫の借用を求める書状が到来した(同日条)。本文書がその書状に該当するか。公遠は37号・42号・58号文書でも袍の借用を依頼している。

60 元亀四年自三月三十日至四月一日条紙背文書

尚々、昨日者御雜談申承候而、令祝着候、尚以參上〔申入候〕

〔かせ候〕廿七日にハ〔候之条、廿八日にハ〔参之由被申候間<sup>?</sup>以上、

昨日者申承、本望之至存計候、將亦勸中納言廿七日ニ可為祇候之由

にて候へ共、ちやのゆ之順御座候間〔ならず〕、廿八日ニ可參候、

※兼見は天正十年ごろから、弟梵舜らと順次茶会を行っていた(谷端昭夫「草創期における公家の茶の湯」『芸能史研究』一六三、二〇〇三年参照)。

乱、御心静ニ申承儀さへ無之、旁以御残多次第候、来春者不図罷上、可得御意候、恐惶謹言、

〔天正九年〕九月廿一日

〔吉田兼見〕右公〔脱力〕人々御申

〔ウハ書〕兩斎〔飯河〕妙佐(花押影)<sup>(17)</sup>

※天正九年九月より、梵舜および月斎は、丹後へ下向していた(天正九年九月十一日条)。39号・47号・55号文書参照。

### 61 元亀四年自四月二日至四日条紙背文書

松茸か様ニ被下候事、一世之初にて御座候、中〔書中〕ニ不得申候、申ても〔添次第二候、以上、

昨日参、種々御懇之儀共、添存候、殊更多人数にて留申候、旁御雜作難申尽存候、罷歸候刻、御あい候て可申入候へ共、御前ニ御座候つる間、無其儀候、將亦〔綴目〕〔御茶七す〕入候て給申候へ共、〔當不申候、〔等式申事者〕如何候、一段〔其外残所者〕座候、尚期來〕、恐惶謹言、

〔月廿二日〕

(ウハ書)

(綴目)

明出

秀慶(花押)<sup>(明智)</sup>

〔

〔天正九年九月〕月十六日

明出

秀慶(花押)

※折紙。63号文書と関連か。

### 62 元亀四年自四月五日至七日条紙背文書

以上、

〔梵舜〕得幸便令啓達候、神龍院適御下向之処ニ、何之馳走不申候、時分取

如仰、先日者被成光儀候處、何之興不申入、御残多存候、仍松茸之事承候、又出来申之由、重宝成御事、廿日廿十日比可參之由承候、廿日ニ者出行始候、一日ニ者参、山之儀およひ無御座候、珍物〔可被下候、未足をうち不申候へ共、御懇志之儀(綴目)〔れ、堀久すへられ候、二郡之儀者申も〕〔ひもなく、敵一段つ〕く候て、不及御行由候〕一宮悉放火ニ被〔不思儀奇特共被〕之由申候、猶以面拝〔申入候、恐惶謹言、

〔天正九年九月〕月十六日

※天正九年九月、堀秀政、長浜城主に。また織田信長による伊賀攻めが行われ、同月十日には、伊賀一宮敢国神社が放火された。本文書はこの時期のものと推測される。折紙。61号文書と関連か。

64 元亜四年自四月十六日至二十八日条紙背文書

為音信鮎廿一、到来、喜悅候、一段見事候、驚目候、則賞翫之事候、  
仍腫物未平愈候、無御心元候、因州表不日可為出陣候、彼國へ注進  
相待事候、無油斷御養生簡要候、我々ハ自是直ニ出陣之覺悟候、各  
此旨（綴目）

〔天正九年八月カ〕  
□□廿一日

〔明智秀慶〕

□□出羽守殿御返報

日向守

光秀（一）  
〔准任〕

※天正九年九月ごろ、明智秀慶は腫物を煩っていた（十二日条）。ま  
た同年八月、織田信長は惟任光秀に因幡鳥取攻め出陣を命じた  
（『信長記』）。本文書はこの時期のものと推測される。折紙か。

65 元亜四年自五月一日至二十八日条紙背文書

尚々、御隙候ハゝ、御出京所存候、かしく、

御懇札本望存候、如仰、此間者御疎遠至存候、先日ハ御出不存候、  
無念候、仍見事□くち一ふを送給候、過分至極候、爰許初二候、う  
ちおかす賞翫□申候、昨日ハしゝまい・やゝこおとり□候つるニ、  
無光儀候、何も□迄可申述候、かしく、

66 元亜四年自六月二十九日至七月八日条紙背文書

太神宮 御師北新左衛門尉

※天正八年十月四日条に伊勢北新左衛門尉から書状が届いたことが  
見える。北新左衛門尉は、天正十五年没とされる北延親か（『京都  
大学文学部博物館の古文書7 伊勢御師と来田文書』参照）。

※折紙か。

67 元亜四年自七月九日至十六日条紙背文書

急書中如何候哉、かしく、

御札過分至極候、拙者腫物少驗ニ御座候間□御心安候、高倉殿へ□  
□相心得申候、頓而人遣可申入候、委細申入度□へ共、取乱義御座  
候て、□筆申入候、何も懸御目□可得御意候、かしく、

68 元亜四年自七月十七日至二十四日条紙背文書

畏言上 抑

為御祈祷、千座御祓、太麻并御產進上仕候、誠以奉表御祝儀候、弥  
於神前長久□意安全之御祈念可奉抽精誠候、此旨宜得御意候、恐惶  
謹言、

九月吉日

（宛名綴目ニカヽル）

常親（花押影）  
〔親力觀力（18）〕

69 元亜四年七月末余白（七月二十四日条）紙背文書

上部切断 先者於禁中懸御目、□幸不淺存候、仍一儀為御家門様被達  
□聞相済申候様承候「慶不過之候、其迄得御意儀候但、早速被致祇  
候候心中御座候、最前之筋目可然（綴目）  
〔様力（19）〕

尚々、御家門様へ於御祇候者、御取合頼入存候、万々□指南□  
所希存候、已上、

※折紙か。

兼見卿記紙背文書画像一覧

